

職員の自己啓発等休業に関する条例付則第 3 項の規定による職員の給与に関する条例
(昭和 3 3 年墨田区条例第 1 9 号) の一部改正 (案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
(休職者等の給与) 第 2 3 条 〔略〕 2 法第 5 5 条の 2 第 5 項の規定により休職となった職員、<u>法第 2 6 条の 5 第 1 項の規定による自己啓発等休業中の職員</u>、法第 2 6 条の 6 第 1 項の規定による配偶者同行休業中の職員及び育児休業法第 2 条第 1 項の規定による育児休業中の職員 (以下「育児休業中の職員」という。) には、その休職、<u>自己啓発等休業</u>、配偶者同行休業又は育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。 3 〔略〕	〔同左〕 第 2 3 条 〔略〕 2 法第 5 5 条の 2 第 5 項の規定により休職となった職員、法第 2 6 条の 6 第 1 項の規定による配偶者同行休業中の職員及び育児休業法第 2 条第 1 項の規定による育児休業中の職員 (以下「育児休業中の職員」という。) には、その休職、配偶者同行休業又は育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。 3 〔略〕

職員の自己啓発等休業に関する条例付則第 4 項の規定による職員の退職手当に関する条例 (昭和 3 3 年墨田区条例第 2 2 号) の一部改正 (案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
(退職手当の調整額) 第 1 0 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第 2 項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月 (第 1 号から<u>第 8 号</u>までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、<u>第 9 号</u>に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 1 1 0 号) その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。) の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。) をいう。 (1)~(4) 〔略〕 <u>(5) 自己啓発等休業 (地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。次条第 4 項において同じ。) の期間</u> <u>(6) 配偶者同行休業 (地方公務員法その他</u>	〔同左〕 第 1 0 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第 2 項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月 (第 1 号から<u>第 7 号</u>までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、<u>第 8 号</u>に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 1 1 0 号) その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。) の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。) をいう。 (1)~(4) 〔略〕 〔新設〕 <u>(5) 〔同左〕</u>

の法律の規定による配偶者同行休業をいう。次条第4項において同じ。)の期間 (7) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間 (8) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。次条第4項において同じ。)の期間 (9) 育児短時間勤務等の期間 5～7 〔略〕 (勤続期間の計算) 第11条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前3項の規定による在職期間のうち、前条第4項に規定する休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間、<u>自己啓発等休業をした期間(その期間中の同法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は同項に規定する国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。)</u>及び配偶者同行休業をした期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。 5～8 〔略〕	(6) 〔同左〕 (7) 〔同左〕 (8) 〔同左〕 5～7 〔略〕 〔同左〕 第11条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前3項の規定による在職期間のうち、前条第4項に規定する休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間及び配偶者同行休業をした期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。 5～8 〔略〕
--	---